

# 身体的拘束最小化のための指針

## 1. 身体的拘束最小化に関する基本的な考え方

当院では、患者・利用者の尊厳と権利を尊重し、安全で安心できる医療・ケアを提供することを基本理念としています。

身体的拘束は、患者・利用者の自由を制限し、身体的・精神的苦痛を与える可能性があるため、原則として実施しません。

当院では、身体的拘束による弊害を十分に理解し、やむを得ない場合を除き、身体的拘束を行わない医療・看護・介護の提供に努めます。

## 2. 身体的拘束の定義

身体的拘束とは、患者・利用者の身体または衣服に触れる用具等を使用し、一時的に身体  
の自由を制限する行為をいいます。

## 3. 身体的拘束最小化の基本方針

当院では、以下の方針に基づき身体的拘束の最小化に取り組みます。

1. 身体的拘束は原則として禁止します。
2. 患者・利用者の安全確保を最優先に考え、身体的拘束を行わないためのケアや環境調整を検討します。
3. やむを得ず身体的拘束を行う場合は、必要最小限とし、早期解除に努めます。
4. 身体的拘束を実施する場合は、患者・利用者・家族へ十分な説明を行います。
5. 身体的拘束実施中は、定期的な観察・評価を行い、継続の必要性を検討します。

## 4. 緊急やむを得ず身体的拘束を行う場合の要件

以下の3要件をすべて満たす場合に限り、緊急的かつ一時的に身体的拘束を実施することがあります。

- (1) 切迫性：患者・利用者本人または他の患者・利用者等の生命・身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合
- (2) 非代替性：身体的拘束以外に代替する方法がない場合
- (3) 一時性：身体的拘束が一時的なものである場合

## 5. 身体的拘束最小化のための体制

当院では、身体的拘束最小化に向けた取り組みを推進するため、身体的拘束最小化に関する委員会を設置します。

委員会では以下の内容について検討を行います。

- 身体的拘束実施状況の把握・分析
- 身体的拘束最小化に向けた改善策の検討
- 職員研修の実施
- 指針・マニュアルの見直し
- 院内周知および啓発活動

## 6. 職員研修について

身体的拘束最小化に関する知識の習得と意識向上を目的として、全職員を対象とした研修を定期的実施します。

## 7. 記録および報告

身体的拘束を実施する場合は、その理由、方法、実施時間、患者・利用者の状態、経過観察内容等を診療録等へ記録します。

また、身体的拘束の必要性について継続的に評価し、早期解除に努めます。

## 8. 本指針の閲覧について

本指針は、院内掲示および当院ホームページに掲載し、患者・利用者・家族等が自由に閲覧できるものとします。

令和8年6月1日策定

掛川北病院